

加古川市市有施設等への
ネーミングライツ導入ガイドライン

令和 8 年 7 月
加 古 川 市

1. 趣旨等

ネーミングライツ（命名権）は、市とネーミングライツパートナー（ネーミングライツを取得した民間企業等。以下、「パートナー」という。）との協定により、市有施設等に企業名や商品ブランド名等を冠した愛称を付与させる権利（及びこれに付帯する諸権利）を与える代わりに、パートナーからその対価を得ることにより、市の新たな歳入を確保し、施設等の管理運営に役立てるものです。

このガイドラインは、市有施設等にネーミングライツを導入するにあたり、対象施設等や募集・選定の方法等について、基本的な考え方を示すものです。

各施設等の所管課は、本ガイドラインにそって、ネーミングライツの導入を進めます。なお、このガイドラインによりがたい場合は、施設等の特性に応じ個別に検討することとします。

2. 対象施設等

市有施設等のうち、スポーツ施設、文化施設、公園（及びその一部）、歩道橋等を対象とします。また、道路橋梁等のインフラや、イベント等の無形物を対象とすることも可能です。

ただし、施設等の名称の設定に特段の経緯があるものや、市役所や市民センター等の庁舎、学校園、医療施設のほか、施設等の性格上ネーミングライツの導入が適当でないと市が判断するものは対象外とします。

3. 愛称の条件

（１）愛称付与の範囲

パートナーの企業名や商品ブランド名等を冠したもので、市民に親しみを持ってもらえるものとしします。

ただし、加古川市広告掲載要綱（以下、「掲載要綱」という。）第４条及び第５条の規定に該当するものは使用できません。

（２）正式名称との関係

ネーミングライツにより付与するものは施設等の愛称であり、市はイベント・行事等において、積極的に愛称を使用することとしますが、条例上の施設等名称（正式名称）は変更しません。

（３）利用者への配慮

混乱を避けるため、パートナーの企業名変更等やむを得ない事情がある場合を除き、協定期間内に愛称の変更はできません。

4. 応募資格

パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた団体を対象とします。（法人格は必ずしも必要ではありませんが、個人は対象外とします。）

ただし、政治団体、宗教団体及び掲載要綱第４条の規定に該当するものは対象外とします。

5. 協定期間

原則3～5年間とし、施設等の状況等に応じて設定します。

6. ネーミングライツへの対価

(1) 対価の種類

金銭によることを基本としますが、施設の維持管理にかかる役務の提供やそれらを組み合わせることも可能とします。

(2) 対価の最低価格

募集する対象施設毎に、利用者数、類似施設等の事例等を勘案し、最低価格を設定します。

7. 費用負担

愛称付与に伴う費用負担は次のとおりとします。

パートナー負担分は、ネーミングライツへの対価の他に別途負担いただきます。

区分	市	パートナー
施設等への表示看板の変更・新設 ※1		○
表示看板の変更・新設工事に伴う石綿事前調査		○
市（指定管理者を含む）作成の常設かつ長期的に使用される印刷物（パンフレット・封筒等）の表示変更		○
市（指定管理者を含む）作成のイベント・行事用印刷物の表示変更	○	
市ホームページの表示変更	○	
指定管理者ホームページの表示変更 ※2		○
協定期間終了までの原状回復		○
提案に当たっての費用及び協定締結に係る費用		○

※1 新設の場合は、設置の可否を含めて協議します。なお、対象施設等の敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議が必要です。

※2 ネーミングライツ導入に伴い、追加費用が発生する場合に限ります。

8. パートナー募集

(1) 募集

原則公募により実施します。募集要項を作成し市ホームページや記者発表等により広く公表します。

(2) 募集期間

募集要項の公表から募集締切まで、原則1か月以上の期間を設定します。

9. 優先交渉権者の選定

(1) 加古川市広告審査委員会による審査・選定

加古川市広告審査委員会（以下「審査会」という。）において、提案に対する採用の可否や優先交渉権者（※）について審査・選定を行います。

※優先交渉権者…応募者のうち、パートナーとして適格であり、かつ市も有利な条件で協定を締結することが出来るものとして、他の応募者に優先して市が協定に係る協議を行うもの。

(2) 選定基準

応募資格、趣旨、愛称案、対価、その他の提案内容等を総合的に判断し、優先交渉権者及び次点者を選定します。選定の結果については、行政経営課より選定結果通知様式〔資料1〕又は、広告非掲載決定通知書（掲載要綱様式第4号）により、全ての応募者に対し通知します。

なお、応募者が1者のみの場合も、審査会においてパートナーとしての適格性を審査します。

10. 協定

(1) 協議

市と優先交渉権者は、条件について協議を行います。

ただし、合意の可能性がない又は応募資格要件を欠くこととなったと市が判断した場合は、当該優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者との協議を行うものとします。優先交渉権者との協議が整った場合は、各施設等の所管課より速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを広告非掲載決定通知書（掲載要綱様式第4号）により通知します。

(2) 締結

協議により条件について合意に至れば、広告掲載決定通知書（掲載要綱様式第2号）により通知し、パートナーとして協定を締結します。

(3) 更新

市は、次期更新の際にパートナーからの提案内容が前回と同条件であれば、1回に限り優先的に協定更新を行うことができるものとします。（指定管理者制度導入施設を含む。）

パートナーは、協定更新の希望の有無について、協定終了の10か月前までに市に申し出るものとします。

(4) 解除

パートナーに決定した後、応募資格要件を欠くこととなった場合や、社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合等、パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は協定を解除できるものとします。その場合における、原状回復に必要な費用はパートナーが負担することとします。

1 1. パートナーの公表、愛称の普及

パートナーを決定した際は、パートナー名、施設等の愛称、対価の内容等を公表します。

また、市ホームページや広報紙等で愛称を積極的に使用し普及に努めます。（当分の間は条例上の施設等名称（正式名称）を併記する等、利用者が混乱しないよう配慮するものとします。）

1 2. 指定管理者制度導入施設に係る留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨に鑑み、指定管理者の施設管理・運営の不利益とならないように、次の点に留意するものとします。

- ① 指定管理者がパートナーを兼ねる場合は、ネーミングライツへの対価に係る支出は、指定管理料の積算対象に含まないものとします。
- ② 指定管理者とパートナーが異なる場合は、パートナーメリット等の取扱いについて、市、指定管理者及びパートナーの間で十分な協議を行い、指定管理者との協定書等に必要事項を盛り込むなど、疑義が生じないよう配慮し、ネーミングライツの効果が発揮されるよう、相互に協力するものとします。

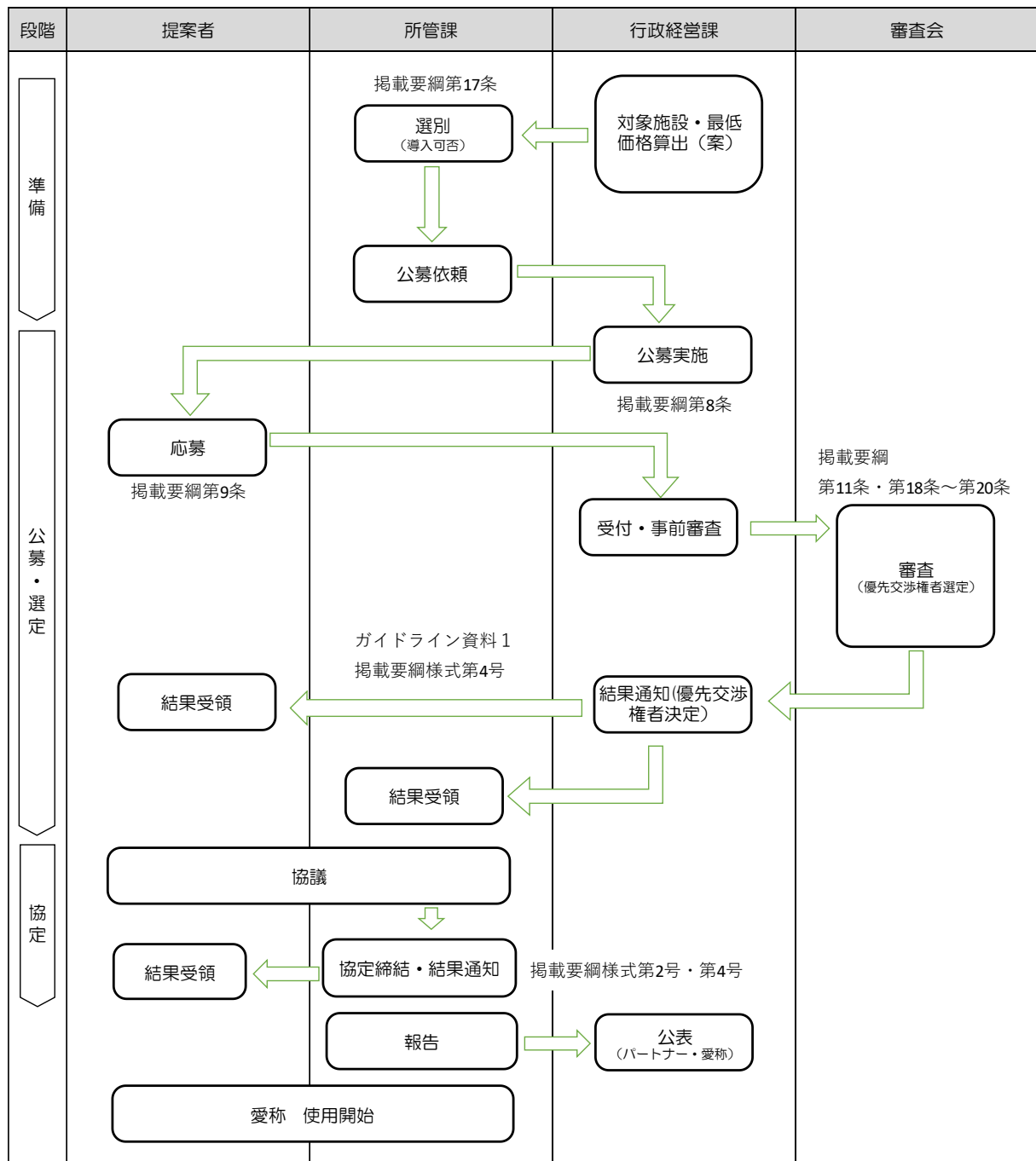
1 3. 秘密保持

協定締結に至らなかった応募・提案については、選定の目的以外に公表することはありません。

1 4. 施行時期

このガイドラインは、令和8年7月29日から施行します。

実施フロー（参考）



資料 1（選定結果通知様式）

加 ● 第 号
年 月 日

●●●●●●
●● ●● 様

加古川市長 ●● ●●

ネーミングライツパートナーの選定結果について（通知）

標記のことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 選定結果
 （例）ネーミングライツパートナーの（優先交渉権者・次点者）として選定します。
- 2 対象施設等の名称及び所在地
 （例）名 称 ●●●●●●
 所在地 ●●●●●●●●●●●●
- 3 愛称及び協定期間
 （例）愛 称 ●●●●●●
 協定期間 ●年●月●日から●年●月●日まで（●年間）
- 4 選定方法
 （例）加古川市広告審査委員会において、評価項目を点数化し、審査しました。
- 5 備考
 （例）今後、優先交渉権者である他の候補者と協議を行います。その結果、協定締結に至らなかった場合は、次点者と協議させていただくこととなります。
 優先交渉権者との協議の状況については、改めて連絡します。
- 6 問い合わせ先
 （例）加古川市 ●●●●●● TEL：●●●●●●

以上